

郡上市内小・中学校 保護者 様

郡上市教育委員会教育長

学校の年間計画の見直しについて(依頼)

保護者のみなさまにおかれては、日頃より学校教育に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

長い臨時休業で、家庭での生活が続きました。各家庭におかれては、学校から出された学習課題に取り組んだり、さまざまなことに挑戦したりする日々を過ごされたことと推察いたします。また、思うように学習が進まずご苦労をされたことも多々あったことと思います。

お知らせしているように、6月1日からの分散登校を経て、6月15日より一斉登校となります。各学校では、一人ひとりの児童生徒の状況の把握に努めながら、今年度の授業や行事の計画を再構築しているところです。

年間の計画を見直すにあたっては、岐阜県教育委員会が示すガイドラインに従いながら、郡上市の実態に合わせ、次のような措置をとることとなりました。

長期休業を短縮する等、年度当初の計画とは大きく異なることから、ご負担をおかけすることとなりますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

1 授業日数の確保について

岐阜県教育委員会の授業日数（中学校3年対象：30日間）確保する方針を受け、郡上市においても次のような措置を行います。

【長期休業日の短縮】

		【授業日】
夏季休業日	8月 1日～8月19日	(7, 8月の授業日 15日間)
秋季休業日	10月12日(カット)	(10月に1日間)
冬季休業日	12月27日～1月 5日	(1月に2日間)

【中学校卒業式の延期】

中学校卒業式	3月5日→3月16日	(7日間)
--------	------------	-------

【郡上市独自の授業日数の確保】

2学期制を行っていることで式の回数が少ないこと、児童生徒が早帰りとなる教職員の行事を中止すること等による授業日数を確保（年間5.5日間）

※授業日とした日は終日とし、スクールバスの通常運行、給食の提供を行う予定です。

※各学校によっては、時間数を確保するために、1日6時間の授業日を増やしたり、毎日10分程度の学習時間をつくり補充的な学習を取り入れたりすることもあります。

※今後臨時休業を余儀なく行わなければならない際には、変更もあります。

2 行事計画等の見直し

郡上市で統一する行事について校長会と協議をしています。現段階での決定事項についてお知らせします。

(1) 学校行事等

□運動会、体育祭

○小学校：「運動会」という名称で全校が一同に行うことはしない。記録会、個人走、縄跳び等、学年ごとに分かれて行うなど、各学校が工夫した取組を行う。平日に行い、保護者参観も感染防止の対策をとれば可とする。

○中学校：感染予防対策をとった「体育行事」（名称も考える）を生徒と共に考える。平日の半日程度で行い、保護者の参観も感染防止策をとった上で可とする。

【今後状況を見ながら決定するもの】

□小学校 学習発表会 □ 小・中 合唱祭

(2) 校外活動及び修学旅行・研修旅行等

【中止を決定している行事】

- ☐ 小学校 市内社会見学（スーパーマーケット、消防署） ☐ 市外社会見学
※スーパーマーケット、消防署以外の市内社会見学も、前期は行わない。
- ☐ 中学校 職場体験学習
- ☐ 小学校 宿泊研修（宿泊はなしとする。代替の活動を現在各学校が検討中）

【今後状況を見ながら決定するもの】

- ☐ 中学校 宿泊研修（活動内容等も検討中）
- ☐ 小・中学校 修学旅行（現在延期中）

【感染防止策を講ずれば可能な活動】（感染状況によっては中止もある）

- ・デイキャンプ（野外炊飯を行わない）・あゆパークの体験活動

児童生徒の出席停止・臨時休業について(依頼)

保護者のみなさまにおかれては、日頃より学校教育に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。6月1日より学校が再開され、感染防止に努めた様々な対策がとられているところです。見出しの件について、感染拡大を防止する観点から次のような対応を行います。一人ひとりの健康を守るため、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

児童生徒又はその同居家族について、感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合等は、当該児童生徒を出席停止とします。その場合、必ず学校へ必ず連絡をお願いします。

併せて、感染が発生した場合の濃厚接触者の特定にも協力いただくこととなります。

1 出席停止等の扱について

(1) 児童生徒(本人)の感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合

出席停止 (新型コロナウイルス感染症 または 新型コロナウイルス感染症の疑い)

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日：感染の判明した日 (判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日)

終了日：専門医等が快癒を認める等登校を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日：濃厚接触者と認定された日

終了日：症状が出なければ、保健所に指示された期間

⇒期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

⇒検査で陰性と判明すれば、保健所の指示する期間

(2) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

出席停止 (新型コロナウイルス感染症の疑い)

【出席停止の期間】

開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族に症状が出なければ、必要な期間

⇒感染が判明、本人が濃厚接触者と認定されれば「(1)」へ

⇒検査で家族が陰性と判明すれば、必要な期間

(3) 児童生徒(本人)に発熱等かぜ症状が見られる場合

出席停止 (新型コロナウイルス感染症の疑い)

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等かぜ症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：解熱剤などを服用せずに快癒すれば、学校保健安全法施行規則を踏まえ学校医と相談して決定した日

※症状が続けば、帰国者・接触者相談センターへ要相談

② 症状が続き、帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：PCR検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、学校保健安全法施行規則を踏まえ学校医と相談して決定した日

③ 新型コロナのPCR検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、学校保健安全法施行規則を踏まえ学校医と相談して決定した日 ⇒感染が判明すれば「(1)」へ

(4) その他

①本人に基礎疾患があったり、同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がみえたりする場合など、ご家庭の都合により、登校について心配をされてみえる方は、学校にご相談願います。学校での感染症対策、学校運営の方針をご説明させていただいたり、ご家庭の状況をよく聞かせていただいたりした上で、指導要録上「出席停止」として記録することもあります。

②過去14日以内に海外（全ての国・地域）から帰国した児童生徒については、検疫所長の指定する場所（自宅等）で14日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校することができます。加えて、帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒については、検疫におけるPCR検査の結果が陰性かつ、自宅等で14日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校することができます。

同居家族の方が、海外から帰国される場合については、学校に相談願います。

なお、「入管法に基づく入国制限対象地域」等は今後変更があり得るので最新の情報に注意してください。

2 学校・学年・学級休業の考え方

（1）児童生徒に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 学校の臨時休業

「感染」が判明した場合、学校医と相談のうえ、消毒及び感染経路の確認のため、一旦学校の臨時休業を行います。

感染が判明した時点	休業措置の内容
・始業時刻まで	・判明日当日及びその翌日を学校休業
・始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日を学校休業 ・判明した時点で、児童生徒等の安全に配慮し、速やかに下校措置を講ずる
・終業時刻以降 ・学校の休業日	・翌日を学校休業

※学校の消毒や、濃厚接触者等の精査に時間を要する場合、翌日以降必要な日数とし、安全が確認された後、感染者の在籍学級を除き学校を再開

② 感染者が在籍する学級の臨時休業

感染により出席停止となった児童生徒等が在籍する学級については、学校医と相談のうえ、当該児童生徒の最終登校日の翌日から必要な期間の学級休業を行います。

（2）濃厚接触等が判明した場合に臨時休業措置を講ずる基準

① 学級の臨時休業

出席停止事由	本人	学級休業基準
（1）（②濃厚接触）	出席停止	2人以上出席停止になれば学級休業
（2）（家族が濃厚接触）	出席停止	在籍者数の約20%が出席停止となれば学級休業
（3）（かぜ症状）		

② 当該学級の臨時休業期間

出席停止となった者の最終登校日の翌日から必要な期間

（3）学年の臨時休業

学級休業が当該学年で複数にまたがっている場合、学校医と相談のうえ、学年の臨時休業を行います。

（4）学校の臨時休業

学年休業が当該学校において複数にまたがっている場合に、学校医と相談のうえ、患者数、個別の病状を総合的に判断して、学校の臨時休業を行います。

（5）その他

上記を基本に、休業の実施にあたっては、地域の患者発生状況、個別の病状を踏まえ、学校医や岐阜県教育委員会と協議しながら対応します。

- ・地域の患者発生状況
- ・個別の病状